

令和8年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

<本校の誓い>

学校教育に携わる私たち一人ひとりが、問題の重要性を強く認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を心がけます。問題を隠さず、家庭・地域・市教育委員会等とも連携して、いじめのない学校を創ります。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめのない学校づくりを目的に、家庭や地域、市教育委員会等と連携して、いじめ防止等の対策に全力を挙げて取り組みます。
- (2) 本校は、全ての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめと認識しながら放置しないこと、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、一人ひとりが互いの人格を尊重し、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にするとともに、他者を思いやり、互いに認め助け合える、心の繋がりを大切にして勇気ある行動ができる人の育成を目指します。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。<「いじめ防止対策推進法」第2条より>

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査（いじめのアンケート等）を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 家庭や地域での挨拶を大切に、心のつながりを持てるようにします。また、全校を挙げて丁寧な言葉遣いを心がけ、他者を思いやる心を表現できるようにします。
- 自分も他者も大切に、思いやる心を育てるために、一人ひとりのよさを認め、障害のある

児童の言動などを理解する等、縦割り班活動を通して互いに認め合う学校づくりに取り組みます。

- 道徳教育や体験活動を通して、児童の絆を深め、お互いに認め合い助け合い、協力し合う心の育成に努めます。
- 教育相談を充実させ、日々の児童の様子を的確に把握できるようにします。
- ポジティブ教育（レジリエンス教育、ソーシャルスキル教育、ピア・サポート活動）に取り組み、児童の自己肯定感や自己有用感を高めることができるよう努めます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】アンケートや相談活動を通して、いじめ・不登校・要支援児童を把握し、未然防止等適切な対応をすることができた。

【保護者】子どもは楽しく学校に通っている。

【児童】自分や相手を大切にできる言動ができた。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○いじめのない学校・学級づくり

縦割り班活動や異学年交流活動などお互いの絆と信頼関係が構築できる活動を企画し、互いに認め合い励まし合える環境の充実を図ります。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動を通して、児童が主体的に活動する姿を認める教育を推進することにより、一人ひとりの高い人間性を構築できるようにします。

○授業改善

児童が「わかる」「できる」「主体的に学ぶ」授業づくりに努め、一人ひとりの学力向上のために授業改善を図ります。教材研究や学習形態の工夫、公開授業を基盤とした教員同士による高め合いなどに継続して取り組みます。

○開かれた学校づくり

いじめへの対処方針やいじめ防止への取組等を積極的に発信し、家庭や地域住民の理解と協力を得ながら、開かれた学校を目指します。

○いじめ予防授業

弁護士を活用した「いじめの予防授業」を積極的に取り入れ、いじめが人権を深く傷つける問題であることを児童と一緒に考えていきます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用

についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。また、情報モラルについての授業を定期的に取り入れ、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

日々児童の表情や行動を細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

「学校生活アンケート」を定期的に行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教職員間の強固な協力体制

- ①担任はアンケートをもとに個別に聞き取りを行い、事実関係を把握します。(学年間で共有)
- ②いじめに関する情報（疑いを含む）がアンケートの回答にあった場合には必ず、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、管理職に報告します。
- ③いじめの事例を全職員に周知し、共通理解を図ります。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係が構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、保護者対象のいじめアンケート（年2回実施）などを通して、保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さない環境を構築し、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

- いじめを認知したら、速やかに「いじめ対応サポート班」に情報を提供し、特定の教職員で抱え込まず、学校全体で対応にあたります。
- いじめたとされる児童及びいじめられた児童から事実確認を行い、いじめられた児童の安全や心身の状況に十分配慮しながら適切な指導を行います。
- 確認した事実と指導した内容について、いじめを受けていた児童の保護者に報告するとともに、必要に応じて、いじめた児童の保護者に連絡をします。
- いじめられた児童、いじめた児童の心身の状況に配慮するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関とも連携を図りながら、早期解決に向け最善の方策を講じます。
- 毎月行うアンケートは、各学級で1年毎にファイリングし、年度末に全学級のファイルをまとめて回収します。このファイルは児童が卒業するまで保管をし、いつでも確認したり、経過を見たりすることができるようにしておきます。
- ネットいじめにおいては、スマートフォンの契約者である保護者に協力を依頼し、共に解決に導くようにします。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察や児童相談所、医療機関、民生委員や児童委員等の関係機関と連携を図りながら早期解決に努めます。

(6) いじめの解消

- いじめに係る行為が止んだときから相当の期間（3ヶ月を目安とする）が経過し、かつ被害児童に心身の苦痛を感じていないと認められ、本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できたときをもって、いじめが解消されたと判断します。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命や心身に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑い」があるときは、次のように対処を行います。
 - ・重大事態が発生したと判断し、その旨を市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・調査組織を設置し、事実関係の照合、事実の共通理解、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が事実調査の主体となる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。
 - ・家庭訪問や電話連絡等を迅速に行い、家庭との連携を十分図り、早期学校復帰を支援します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

- いじめの防止に関して指導の方針等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に（月2回以上）開催します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭等

<活動>

- ・未然防止や早期発見、早期対応についての対策などの年間行動計画の作成・実行・検証・

修正

- ・いじめの相談・窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関わる情報の収集
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時の対応（情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携）
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・教育委員会や関係機関等との連携

（２）いじめ対応サポート班

- 「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめが起きた時、その早期解決に向けた次の取組みを行います。

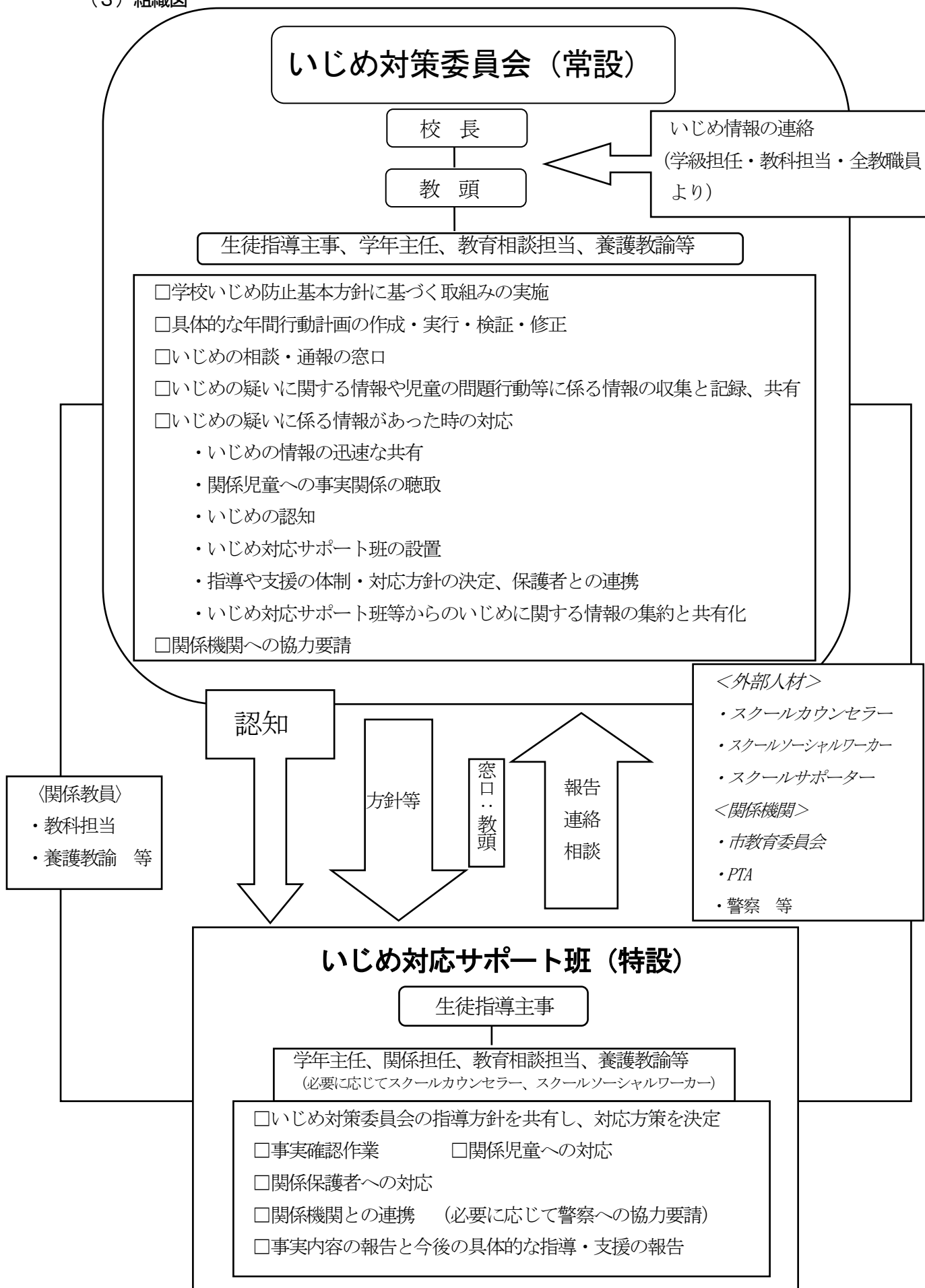
＜構成員＞

生徒指導主事、学年主任、関係担任、教育相談担当、養護教諭等
（必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）

＜活動＞

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・被害児童、加害児童への個別面談による事実確認及び両者の事実関係のすり合わせ
- ・確認した事実と指導事項の共通理解（校長、教頭への報告）
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察との連携

(3) 組織図



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認 年間行動計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間計画の周知 教員の意識点検 <p>↓</p> <p>基本方針の公表</p>					<p>縦割り班活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成 5, 6年連携 	
		<p>縦割り班活動のスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり リーダー意識の高揚 活動への協力 					
		<p>学校生活アンケート</p> <p>家庭所在地確認</p>					
5月	<p>(いじめ対応サポート班の設置)</p>						
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 	<p>縦割り班活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり 体育大会に向けた協力と積極的な活動 	<p>さつま芋植え</p> <ul style="list-style-type: none"> 思いやり、協力する心の育成 	<p>田植え体験</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力する心の育成 			
		<p>学校生活アンケート</p> <p>親子奉仕作業</p>					
6月	<p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善 子どもの居場所づくり、絆づくりを意識した学級活動の計画 				<p>演劇鑑賞</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな心の育成 		
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 	<p>学校生活アンケート</p>					
	<p>保護者会</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の家庭での情報収集 	<p>教育相談週間 (担任との個別面談)</p>					
	<p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通しての人権教育、道徳教育、読書活動等の計画作成と確認 						

[7~9月]

鯖江市中河小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめアンケート (保護者) ・保護者からいじめの情報収集 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学校評価 ・アンケートから状況把握 </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 合宿通学 ・他者を思いやる心、協力する心の育成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 宿泊学習 ・協力する心の育成 ・自主活動の推進 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 意識調査 </div>
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対策委員会 ・学校評価の結果を基に、1学期の反省と2学期取組方針の決定 ↓ 職員会議 ・取組の共通理解 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめに関する校内研修 ・教員のいじめ意識の点検 ・2学期の取組確認 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 親子読書、地区行事への参加 </div>					
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学校評価結果や2学期の取組を公表 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 学校生活アンケート </div>					

SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)との個別面談

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 	<p>秋の校外学習</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり ・協力する心、他者を思いやる心の育成 				<p>修学旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力する心の育成 場に応じた言葉遣いの習得 自主活動の推進 	
			<p>体験活動</p> <p>(稲刈り・大豆の収穫)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力する心の育成 				
		<p>学校生活アンケート</p>					
		<p>SC、SSWとの個別面談</p>		<p>世代間交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の方々と心の交流 自主活動の推進 			
		<p>感謝集会 ・感謝の心 ・絆づくり</p>					
11月	<p>授業研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善 子どもの居場所づくり、絆づくりを意識した学級活動の計画 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 <p>校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育、道徳教育、読書活動等の推進 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況把握 	<p>地区文化祭への参加</p>				<p>小中連携事業 体験入学</p> <ul style="list-style-type: none"> 異校種生との交流 <p>赤ちゃん和小学生のふれあい教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さを知る 	
			<p>SC、SSWとの個別面談</p>				
		<p>ファミリースクール (親子体験学習等)</p>					
		<p>学校生活アンケート</p>					
		<p>教育相談週間 (担任との個別面談)</p>					
12月	<p>いじめアンケート (保護者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者からいじめの情報収集 <p>保護者会</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の家庭での情報収集 <p>学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートから状況を把握し、今後の改善策を検討 	<p>児童集会</p> <ul style="list-style-type: none"> 絆づくり ・協力する心、他者を思いやる心の育成 縦割り班のリーダー養成 				<p>意識調査</p>	
			<p>SC、SSWとの個別面談</p>			<p>福祉協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者の方々に年賀状を送付 	

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を基に、2学期の反省と3学期取組方針の決定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の共通理解 	<p>新生活アンケート</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートから状況把握 <p>年2回の学校評価の結果考察や改善策等を文書で公表</p>	<p>新生活アンケート</p> <p>卒業生を送る会（縦割り班活動、給食）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主活動の推進 ・感謝の心、協力する心の育成 <p>卒業生を送る会の企画運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・リーダー養成 <p>SC、SSWとの個別面談</p> <p>教育相談週間（担任との個別面談）</p>					
3月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・新年度に向けていじめ防止基本方針の見直し <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題確認 ・計画確認 <p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケートの公表 	<p>意識調査</p>					

生徒指導上の諸問題における関係機関との 連携方針について

福井県教育委員会

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、今日的な課題に対応していくため、文部科学省は令和4年12月に「生徒指導提要[※]（改訂版）」を公表しました。その中では、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の在り方や考え方、学校・家庭・関係機関等との連携や協働の重要性等が明示されています。



生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文部科学省が作成。小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等が、時代の変化に即して網羅的にまとめられています。生徒指導の実践に際し、教職員同や学校間で共通理解を促し、組織的・体系的な取組を進めることを目的に作成されています。

【参考】生徒指導提要（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

次ページでは、学校と関係機関との連携についての方針の一例をお示しします。



暴力行為や重大ないじめ問題について

- ・児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭わないようにする等、児童生徒の健全な育成の観点から、学校と警察が互いに情報共有や相談を行います。
- ・暴力行為や重大ないじめ問題については、学校・家庭・警察等が連携して対応していきます。（「いじめ防止対策推進法」第23条）

【参考】文部科学省 「いじめ防止対策推進法」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応について

- ・学校は、児童相談所や市町の虐待対応担当課などに、虐待を受けたと思われる児童生徒について、速やかに、通告や情報提供を行う義務があります。（「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」第6条）
- ・虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒へは、教育委員会や児童相談所、SSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携して対応していきます。

【参考】厚生労働省 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」

<https://www.mhlw.go.jp/bunse/kodomo/dv22/01.html>



インターネット・携帯電話に関わる問題について

- ・学校は、児童生徒のインターネット・携帯電話等の安全利用について、道徳や学活等で行う情報モラル教育を通じて啓発を行います。
- ・プロバイダや携帯電話会社との契約者は保護者ではありますが、児童生徒間におけるインターネットや携帯電話のトラブルについては、学校や警察等も保護者とともに問題の解決に向けて協力します。

【参考】総務省 「インターネットトラブル事例集（保護者・教職員向け）」

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/



お子様が安心・安全に過ごせる魅力ある学校づくりを推進していくためには、学校・家庭・関係機関との連携や協働が重要になります。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。